

会議録（会議の開催結果）

1 会議名	第2回 行政改革推進懇話会2005
2 開催日時	平成17年8月25日（木）午後1時30分～午後3時30分
3 開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 別館特別会議室
4 出席者	<p>（委員）</p> <p>委員長 本田 弘</p> <p>副委員長 山田 宗一</p> <p>委員 石田 武 近藤 雅透 島 頼子</p> <p>富田 新太郎 中村 豊子 長澤 岩作</p> <p>福田 誠 森田 勝利 吉野 喜八</p> <p>（事務局）</p> <p>総務局 改革推進室長 萩原 邦男</p> <p>総括参事 村田 謙治</p> <p>改革推進室 副参事 森田 治</p> <p>主 査 中野 明彦 佐野 篤資</p> <p>主 事 高橋 格</p>
5 議題及び公開・ 非公開の別	議題は、会議次第に示すとおり。／ 公 開
6 非公開の理由	—
7 傍聴人の数	なし
8 審議内容	別紙のとおり
9 その他	<p>（会議次第）</p> <p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>「行政改革推進プラン（事務局素案）」に対する意見について</p> <p>3 閉会</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さいたま市行政改革推進プラン（事務局素案） ・ 西川委員からの意見について（参考）

行政改革推進懇話会 2005 議事録

(本田委員長) はじめに、本日欠席の西川委員からのご意見について、事務局から説明をいただき、このことも含めて皆様の考えをいただきたい。

(事務局) 前回会議での意見を含め、資料のとおり西川委員より意見をもらっているので報告する。1. 目標にある「効率的な行政経営システムへの転換」は「行政のスリム化」であると思う。スリム化に「健全な財政運営の確保」として「市民負担のあり方」などが記述されているのはおかしい。2. 今回のプランにさいたま市「らしさ」「個性」が見えない。3. 数値目標を達成するためにどのような工夫するのか方向性が示されていない。4. 例えば、区域間競争の促進（10区を擬似自治体とした都市間競争）を提案する。単に数値目標を競うだけの仕組みではなく、互いの良い点を学ぼうとする意識を醸成する枠組みを作る。以上、西川委員からの意見です。

(本田委員長) 皆様のご意見をいただきたい。

(山田副委員長) 副題の「希望のまちづくりのために」、4ページの(3)「④市民との協働による都市づくり」、改革の全体像の「1 市民との協働によるまちづくり」というように、なぜ「まちづくり」と「都市づくり」の表現が異なるのか。

(事務局) 誤解を招かないよう統一すべきものは統一していきたい。

(石田委員) 前回、「多元的な公共サービス」なのか、「公共サービスの多元的提供」なのか、という議論があったが、事務局ではどのように整理したのか。

(事務局) 委員の皆様のご意見を取り入れて、整理したい。

(石田委員) 公共サービスの主体が多元的という意味であれば、「公共サービスの多元的な推進」とした方が良い。

(富田委員) まずはじめに、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」には、企業的センスが取り入れられていると感じた。特に P l a n (計画策定) - D o (実施) - C h e c k (検証) - A c t i o n (見直し) のサイクル、P D C Aサイクルを踏まえた行政運営に言及しており、良い傾向だと思う。

それから、定員管理について、総務省の「新たな指針」では4.6パーセントの実績を上回る純減を掲げているように、さいたま市のプランでも定員管理に関する具体的な数値を入れるべきである。

また、総務省の「新たな指針」の「第1・1(2)集中改革プランの公表」では、「その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いること」とある。さいたま市の行政改革推進プランでも、「何パーセント」を「いつまでに」というように数値化、指標化した方が住民にとって分かりやすいし、結果のチェックもしやすい。

(事務局) まず、P D C Aサイクルの考え方は、本市の行政改革プランへも取り入れ

ていく。

次に、定員管理については、具体的な数値化を図っていきたい。「行政改革推進プラン」のⅡ・3（3）「職員の適正配置の推進」において、準備していききたい。

また、数値化、指標化の件については、可能な限り、数値化できるものは極力数値化していききたい。所管へもそのように指示している。

また、「行政改革推進プラン」の2ページにもあるように、中期財政見通しについても作業を進めている。

（山田副委員長）「指定管理者制度の活用」とあるが、導入を予定する具体的な施設はどのようなになっているか。

（事務局）公の施設、具体的には文化センターなどが対象となる。これらの施設は、従来、市が2分の1以上出資している団体へ管理を委託していた。地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設され、公の施設の管理を民間企業でもできることになった。それに伴い、市が2分の1以上出資している団体へ委託していた従来の管理委託制度が廃止されるが、3年間の猶予期間があり、その期限が平成18年9月までとなっている。本市では、年度当初の平成18年4月から指定管理者制度を導入するよう、準備をしているところである。また、現在のところ、すでに3施設で導入済みである。6月定例会で209施設の導入を決定し、指定の準備を進めており、公募などの手続も始まっている。指定議案は、12月定例会で上程する予定である。

（山田副委員長）209施設とは、具体的にはどのような施設か。

（事務局）文化センター、駐車場、駐輪場、体育館、プール、公園など、である。直営施設以外の、現在外郭団体へ管理委託している施設が主に対象となる。

（本田委員長）指定管理者の指定は、契約ではなくて処分ということで良いか。

（事務局）契約行為ではなく、行政処分である。

（島委員）「公立施設管理公社」とは、どのような性格の団体か。

（事務局）市が出資して設立した団体で、コミュニティ施設や体育施設などを管理している。公立施設管理公社は、合併前の旧大宮市で公共施設を管理していたが、旧浦和市では文化振興事業団という団体が存在していた。その両団体が合体しておらず、コミュニティ施設は公立施設管理公社、文化施設は文化振興事業団が現在管理している。

（島委員）第三セクターのようなものということで良いか。コミュニティ施設については、地区によって管理の方法が異なるように聞いているが、どのようなになっているのか。浦和、与野、大宮で異なるというのは、半端な感じがする。今後は、公立施設管理公社は無くなるのか。

（事務局）現在、コミュニティ施設のうち、ほとんどの施設については、公立施設管理公社に管理委託しているが、3施設は直営で管理している。外郭団体は、現在24団体ある。外郭団体については、今年の3月に外郭団体のあり方の見直しを

行い、指針を作成した。類似団体の統合や役割が終了した団体の解散などを検討している。また、コミュニティ施設のあり方については、公民館を含めて市民と一緒に検討している状況と聞いている。コミュニティ施設については、コミュニティ施設のあり方の検討、指定管理者制度の導入の検討、そして外郭団体のあり方の検討、というように3つの角度から検討を行っている。

(長澤委員) 指定管理者制度により、施設には市の職員はいなくなるのか。

(事務局) 施設の利用許可も含めて、指定管理者に任せるものである。よって、館長も含めて、基本的には指定管理者が施設管理をすべて行うものである。

(長澤委員) 監査はどうか。

(事務局) 指定管理者制度を導入しても、市の施設であるので監査の対象となる。

(島委員) 「集中改革プラン」という標題でなくても良いのか。

(事務局) 総務省では名称にこだわっていないものと思われる。理念的な部分については、他団体との比較を可能にするためにある程度踏襲しなければならないと思う。また、項目などについても国から指示があると思う。9月には国のヒアリングがあるので、それを踏まえて検討していきたい。

(島委員) 3月29日の総務事務次官による通知にあるが、「命により通知いたします」とは、いかにも官庁言葉で、必ず従わなくてはならない命令のように感じる。

(事務局) 命令ではなく、あくまでも国の助言と考えている。

(石田委員) 5ページを見ると「取組みの期間」は5年間ということだが、5年の計画にしては、各項目のタイトルが抽象的であり、あいまいである。5年後の目標が何か、もう少し具体的で理解できる方が良い。また、基本的な考え方の中で、行政改革の結果として何を実現できるのか、明らかにした方が良い。

(事務局) プランのⅠとⅡは、総論的な部分と考えている。20ページ以降にⅢとして、具体的な行政改革の推進項目について、工程表と数値目標を掲げるべく、作業を進めている。その内容については、次回又は次々回に提示できると思う。また、市民に対して何を実現できるか、を記載することについても検討していきたい。

(森田委員) 5ページに進行管理について触れているが、進行管理を行う主体はだれか。

(事務局) さいたま市では、市長を本部長とする行政改革推進本部を中心として、各部局でも進行管理を行うとともに、今回の行政改革推進懇話会2005の委員の皆様にもフォローアップをお願いしたい。委員の皆様には、プランの策定だけではなく、年1、2回会議を開催して、進行管理についてもお願いしたい。

(島委員) この懇話会の設置要綱には、任期が定められていないが。

(事務局) 今回のプランは平成22年までの5年間を取組み期間としていることから、その結果の管理ということで、平成23年までお願いしたいと考えている。

(山田副委員長) 改革プログラムの1(4)「区民会議の充実」であるが、ある区では2人しか残らず、あとの委員は2年で辞めていると聞く。提案したら、それを

実行していくことが大事である。2年任期で辞めるのではなく、提案したら、それを実行し、リーダーシップを発揮してもらいたい。言いつ放しではなく、区民会議が実行を見守ることも必要だ。

(事務局) コミュニティ課で所管しており、区民会議のあり方についても、今後検討していくものと聞いている。今のかたちがベストではなく、今後のあり方を模索する途中だと思う。ご提案については、所管へも伝えておく。

(石田委員) 区民会議については、2年が過ぎて参加意欲が落ちてきていると聞いている。その原因として、区民会議で取り組んだことがどのように反映されているのか分からず、参加者の意欲を削いでいるのではないか。改革プログラムの「区民会議の充実」に、区民会議の意見をどのように活かすのかを記述してほしい。

(事務局) この7、8月に、区民会議で提案されたものに対して、担当部署が説明会を実施していると聞いている。

(石田委員) 区民会議が終わってから行政内部で意見の調整をしても、やれるかやれないかだけの判断になりがちである。

(富田委員) 総務省の指針の中で、「説明責任の確保」を項立てしているが、市のプランでも総務省の考えを踏まえるべきではないか。

(事務局) 総務省の指針が出た経緯として、各地で給与や厚生面で問題が生じており、総務省でも市民への説明責任を果たしていくことを重視している表れだと思う。さいたま市としても、説明責任を果たしていくことをどうやって表現していくかを考えていきたい。

(長澤委員) 取組み期間が5年間となっているが、5年の間には情勢の変化もある。それに伴い、取組み内容も変わってくると思うが、途中でも変更、追加するのか。

(事務局) 現行の行政改革大綱に基づく行政改革推進計画においても、毎年見直しを行い、新しい項目を追加するなどしている。今回のプランでも同様に見直しを行う予定であり、進行管理の中でご意見を伺う予定である。

(本田委員長) 「地方自治体」と「地方公共団体」との表記が混在している。憲法や地方自治法などの法律でも使用している「地方公共団体」に統一すべき。

また、先ほども意見があったように「多元的な公共サービスの推進」ではなく、公共サービスの主体の多元性を表現したいので、「公共サービスの多元的な推進」などのように「多元性」を「公共サービス」の後に表現したほうが良い。

それから、5ページの「3(2)推進体制と進行管理」に「市民にその成果を具体的に公表」とあるが、「その成果」ではなく「改革の成果」とした方が良い。

また、7ページにある「中間支援団体の設置の促進」だが、「中間支援団体」はやさしい用語に置き換えるか、注釈を付けた方が良い。

それから、10ページの「PFI等による民間活力の導入」の「PFI」については、翻訳した用語はないと思うが、一般の市民も読むことを考えると注釈を付けた方が良い。また、「最も高い価値(Value)を提供するという、いわゆるVFM(Value for Money)を実現するという」とあるが、「という」と言葉が重な

っているので直した方が良い。

同じく10ページの「局・区への権限移譲」について、他の政令指定都市などで検討されているように区へも予算編成権を与えるのかどうか、それとも予算の執行権だけなのか、誤解のないようにはっきり表現した方が良い。

それから、11ページの「(2) 効率的な組織・機構の整備」の⑤に総務省でも使用している「PDCAサイクル」との表記については、そのまま使われても何のことだか分かりづらい。総務省の「新たな指針」でもたびたび使っているが、「計画策定(Plan) - 実施(Do) - 検証(Check) - 見直し(Action)のサイクル(以下「PDCAサイクル」という)」というように原語と略語を表記している。さいたま市のプランでも、原語と略語を入れるなど、注釈を付けた方が良い。

それから、17ページの「(5) 公営企業の健全運営」についてだが、公営企業だけで良いのか。収益事業、例えば浦和競馬などは、どのように考えるか。競馬や競輪などは赤字とも聞くが、収益事業についても書いた方が良いと思うので、検討してもらいたい。

それにしても、総務省の「命により通知します」とは戦前のような用語だ。情報公開の時も同様だが、地方の方が行政改革は進んでいるのではないか。

(島委員)「助言するものである」というのも、「いかにも助言してやる」というような感じだ。

前回の資料3、「新「地方行革指針」の概要(総務省指針)」の中で、重点項目として「集中改革プランの策定」、「定員管理の適正化」、「給与等の適正化」の3つが書かれているが、「集中改革プランの策定」の内容としても「定員管理の適正化」や「給与等の適正化」が書かれている。大きな重点項目と重点項目の一つの中の小さな項目とが重複しているが説明してほしい。

(事務局) 概要については、総務省の資料からの抜粋であるが、まとめ方が混同してしまっただけだ。今後、もう少し分かりやすい形で資料を作成する。

(福田委員) ざっと見て、具体性を欠いている。総務省の指針の方が、具体的な記述がある。通常は、総務省の指針が全国的な一般的な内容のものであり、さいたま市ではさいたま市の実情を反映し、メリハリをつけてより具体的な内容が書かれていることがあるべき姿ではないか。例えば、先ほども話題になった「多元的な公共サービスの推進」についても、公共サービスの主体が何か、について書かれていない。総務省の指針では、「これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある。」とはっきり示している。

また、行政のスリム化に関しても、定員管理の適正化や給与の適正化、電子自治体の推進など、総務省の指針の方がより具体的な記述がなされている。さいたま市のプランにも「ITを活用した市民サービスの向上」として、ITの活用により、「行政と市民の双方向のコミュニケーション」と「情報化社会に相応しい

システムを整備」することは書かれているが、コスト削減との調整をどのように考えているのか見えない。総務省の指針では、「電子自治体の推進」によって、「住民サービスの向上」と「業務改革」を進め、「低廉なコストで高い水準の運用」を実現するとしており、具体的かつ行革の目的に合致する記述がなされている。総務省の指針とさいたま市のプランを比べると、さいたま市のプランではあるべき姿がちょっとずれているのではないか。

(事務局) 全体の構成として、大項目のⅠとⅡについては、総括として基本的な総論を記述しており、20ページのⅢ以下で個別の具体的な内容を記述する予定である。例えば、職員の定員をどれだけ削減するのか、など具体的な記述にする予定である。また、「多角的な公共サービスの推進」などは、たしかに総務省の方が分かりやすいと思うので、見直していきたい。

(福田委員) 議論のたたき台としては、もう少し詳しい具体的なものが必要である。具体的な議論を進めていくべきだ。

(事務局) 20ページ以下のⅢで具体策を入れれば、もう少し明瞭になると思う。

(福田委員) 単に総務省の指針に合わせた内容に数値目標を立てるのではなく、さいたま市の実情を踏まえ、取捨選択することが必要だ。

(事務局) 現在、各局に具体的な項目の抽出をお願いしているところである。また、総務省の指針に合わせた内容だけでなく、さいたま市としてプラスアルファの内容も盛り込みたい。

(福田委員) 地方公共団体は、国の指揮命令の下にあるのではないのだから、もっと主体性を出していくべき。総務省の指針にプラスアルファという考えはやめた方が良い。

(事務局) プラスアルファという言葉では誤解があるようだが、さいたま市の独自性ということである。

(富田委員) 14ページから15ページにかけての「(1) 既存施設、事業等の再編、廃止」に、「事業の変更、時期の延長等を行うとともに、場合によっては、事業自体の中止を検討」となるが、「場合によっては」よりも「必要な場合は」の方が、前向きな表現になるのではないか。

(森田委員) 12ページから13ページの「(4) 職員の意識改革と能力開発」にあるように、これからの職員の育成は重要であると考えているが、この項目の最後のところで「時代に即した研修を重点的に実施することとします。」では、他人事のように感じる。「実施します。」に直した方がよい。

(本田委員長) 日本の都市行政では、オールマイティな人材を育成してきたが、スペシャリストを育成すべきだったのではないか。専門職というと、これまで行政の中では虐げられてきた面があり、出世が遅いなどの印象もあるが、ある部門の専門家も求められるのではないか。一生働いても30年から40年程度であり、異動が3、4回でその職場のスペシャリストがいるのも良いのではないか。これからの行政の世界でも、スペシャリストが必要な時代がやってくるのではないか。

(森田委員) 窓口に来る市民の要望も高くなっており、職員にもある程度の専門性が求められることが多くなっているのではないかと。プランの13ページにあるように、民間企業等職務経験者の採用というの、そのような専門性を求めるようになったことを反映しているのではないかと。

(福田委員) 専門性が求められるのであれば、外部の専門家に依頼するというのも考えられるのではないかと。職員の人事異動には、業者との癒着防止という側面もある。

(石田委員) 6ページの「(1) 協働の仕組みづくり」では、地域性や福祉などのテーマ性に着目してこの中で盛り込んではどうかと。①から③までは、市の施策に市民の施策提案をどのように反映させるかが中心のように思うが、市民からの提案を中心とする部分も必要ではないかと。また、①でNPOやNGOのこと、③で中間支援団体のこと、④で自治会などのコミュニティ団体のこと、そして⑤で企業のこと、というように、協働に関する想定される主体について記述されている中で、②の情報の提供だけが異質なものと感じる。「(3) 市民との情報共有」に含めた方がよい。

それから、19ページの「(3) 行政評価システムの構築と運用」について、外部からの評価が重要と思うので、盛り込んだ方がよい。

(本田委員長) 10ページの「PFI」についてだが、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して」と記述されているが、第3セクター方式とは違うという点を強調できないかと。民間にすべて任せることを強調した方がよい。工夫できないかと。

(近藤委員) 文中に「行政経営資源」という表現が何回か出てくるが、具体的にはどのようなものがあるかと、示した方がよい。

16ページの「(3) 自主財源の確保・拡充」では、起業支援などを行い、経済の振興に努めて安定的な税収確保を目指すことが書いてあるが、起業支援には税制面の優遇措置なども必要であり、相反するように思う。税の軽減など、企業側への魅力的な提言があった方がよい。また、全体的には「削減」ばかりが目立つが、必要に応じた事業の推進という方向性もあった方がよい。

それから、「団塊の世代の大量退職」という記述もあるが、さいたま市が今後どのような状況、職員構成になるのか、なども示すべきではないかと。

(中村委員) 「区民会議の充実」があるが、区における役割は重要だと思う。南区の区民会議の委員だったが、南区では上手く機能していたように思う。まちづくりを進める上では、良い方向だと思う。区民会議で話題となったのだが、義務教育の問題、学校施設の増設が必要になっている。マンション建設によって遠い地域に学区域が変更になった、などの話題もあった。「まちづくり」という点で、マンション建設などの大規模開発が行われる前に、学校建設の計画を立てるなど、「まちづくり」を計画的に進めていくことが必要だ。

(島委員) 市立の小中学校の教職員の給料は、政令指定都市の場合、市が払っている

のか。市が給料も負担しているのであれば、教育も行政改革の対象とはならないか。

(事務局) 小中学校の教職員の給料は、県の負担となっている。現在、中教審で検討されているところである。

(吉野委員) 中央区ではコミュニティ団体が70団体程度あるが、何をやっているのか、住民にはよく分からない。もっと既存のコミュニティ団体をアピールする必要があるのではないか。

(本田委員長) 今回の指摘を受けて、次回までに一覧表を作るなどにより、意見をまとめてほしい。

(事務局) 9月16日(金)の次回懇話会までに、今回の意見を一覧にまとめていきたい。20ページ以下のⅢの個別事業についても、資料を提示したい。